

人権週間特集

— 「みんなで築こう人権の世紀」 —



考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心

◆人権週間◆
12月4日～10日

人権週間とは

昭和23(1948)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。

日本では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

外国人の人権を尊重しましょう

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービスを拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

「宅地建物取引業人権推進員制度」

大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、業界団体と連携し、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店には右のステッカーを掲示しています。

<問合せ>

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

☎ 06-6210-9734

ウェブサイト [宅地建物取引業とじんけん] で検索



「人権週間パネル展」

[期間] 12月3日(火)～13日(金) 9:00～17:30

[場所] 市役所本館南玄関口ビー

「特設人権相談所」

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、人権擁護委員がご相談に応じます。

[日時] 12月20日(金) 14:00～16:00 ※予約不要

[場所] 市役所別館3階 第3会議室

人権擁護委員は、人権擁護委員法にもとづき法務大臣から委嘱を受けた民間の方々です。羽曳野市では、9名の人権擁護委員が人権相談を受けたり、街頭啓発活動のほか、市内の小学生へ、ビデオを用いた人権について考える授業“人権教室”の実施などを行っています。



「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」12月10日～16日

政府の取り組みのひとつとして、北朝鮮で救出を待ち続けている拉致被害者の方に向けて、ご家族の声や懐かしい日本の歌をラジオ(短波)放送「ふるさとの風」により送っています。

この週間を機に、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

令和元年度 啓発活動強調事項

(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題(部落差別)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

<問合せ> 人権推進課

☎ 072-958-1111 内線 1053・1054